主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告人の上告理由第一点について。

民訴一九三条は任意規定であるから、原判決の送達が同条に違背したからといつ て、これを上告の理由とすることはできない。又上告人に送達された原判決の正本 に判決をなした裁判官の氏名が記載してなかつたとすれば、何時でもその補正を求 めうべきものであつて、これがために、直ちに正本の送達がなかつたものということはできない。その余の論旨は、原審の裁量に属する証拠の採否を争うものにすぎ ない。

同第二点について。

所論は、原審がその裁量権の範囲内でした事実の認定を非難し、または証拠の取 捨を争うものに帰し、適法な上告理由とは認められない。

同第三ないし第六点について。

論旨を含む昭和三五年一月八日附の追加上告理由書は、本件上告理由書提出期間 経過後に提出されたことが明らかであつて、不適法であるから、当裁判所はこれに 対し判断を与えない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	河	村	大	肋

裁判官 奥 野 健 一